

長野工業高等専門学校転入学に関する規則

(目的)

第1条 この規程は、長野工業高等専門学校学則第18条の2の規定に基づき、転入学に関し必要な事項を定める。

(転入学の時期)

第2条 転入学の時期は、学年の始めとする。

(転入学手続)

第3条 転入学を志願する者は、その旨を証明する在学校長の文書に、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、転入学しようとする日の1か月前までに、校長に願出しなければならない。

- (1) 転入学理由書
- (2) 在学証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 修了見込証明書

(転入学の選考)

第4条 前条の転入学志願者の選考は、面接試験その他の方法により行う。

(転入学学科)

第5条 転入学を許可する学科は、他の高等専門学校において在籍していた学科又はそれに相当すると認められる学科とする。

(転入学学年)

第6条 転入学を許可する学年は、他の高等専門学校において在籍していた学年の1年上位の学年とする。

(入学の許可)

第7条 転入学の合格の通知を受けた者は、所定の期日までに関係書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(既修得単位数)

第8条 転入学を許可された学生の既修得単位数及び成績は、その学生が他の高等専門学校において修得した単位数及び成績とする。

附 則

1 この規則は、平成17年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 長野工業高等専門学校転入学に関する規程（平成10年2月18日施行）は、廃止する。